

**令和 7 年度はだか麦利用促進事業
委託業務に係る企画提案募集要領**

1 趣 旨

38 年連続生産量日本一を誇る本県産はだか麦は、儲かる水田農業において重要な品目となっており、今後本県のはだか麦産地を維持・発展するためには、安定的・継続的な需要を確保することが不可欠である。そこで、若い世代を中心にはだか麦や麦みその特長や健康機能性を広く普及啓発するため、学習機会の提供や消費者への情報発信等を通じて、イメージ向上と消費拡大を図る。

実施にあたっては、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウ等の活用が重要であることから、最も創造力や技術力、経済性、経験等に優れた事業者に業務を委託するため、プロポーザル（企画提案）方式で実施する。

2 業務の概要

（１）業務名

令和 7 年度はだか麦利用促進事業委託業務

（２）委託契約

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

※提案により、最終期限を前倒しすることは差し支えない

（３）業務内容

令和 7 年度はだか麦利用促進事業仕様書のとおり

（４）委託上限額

5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

参加者は次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。ただし、複数の法人からなる共同企業体で参加する場合、代表者はすべての要件を満たし、構成員は（３）から（５）までの資格要件を満たすこととする。

（１）愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。

（２）愛媛県知事の審査を受け、令和 5～7 年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。もしくは令和 7 年 5 月 12 日までに登録が予定されていること。

（３）地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。

（４）企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。

（５）企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

4 応募の手続き

(1) 担当窓口

愛媛県農林水産部農業振興局 農産園芸課 米麦係

- ・住所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2
- ・電話番号 089-912-2568
- ・FAX番号 089-912-2564
- ・E-mail nousan@pref.ehime.lg.jp

(2) 応募の方法

本募集への参加を希望する者は、次の事項に基づき、参加申込書、企画書及び必要書類を提出する。

①参加申込書（様式1）の提出

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参又は郵送とする。

○提出期限：令和7年4月21日（月）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

○その他：

- ・共同企業体で応募する場合、共同企業体の構成員全員分の参加申込書を提出すること。また、共同企業体の代表者及び構成員の役割分担についての資料も提出すること（様式任意）。

- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

②質問票（様式任意）の受付

本公募に係る質問は、質問票（任意様式）により受け付け、応募者全員にメール又はFAXで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：メール又はFAXとする。

○提出期限：令和7年4月28日（月）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

③企画提案書（様式3）及び見積書の提出

○提出先：上記（1）の担当窓口

○提出方法：持参又は郵送とする。

○提出書類：

- ・企画提案提出書（様式3） 1部
- ・企画提案書 10部
- ・見積書 10部
- ・会社概要（協力を得る予定の事業者に関する内容を含む） 10部
- ・その他参考資料（任意） 10部

○提出期限：令和7年5月12日（月）17：15（必着）

持参する場合、平日の午前8時30分から17時15分までとする。

○その他：企画提案は各参加者1案のみとすること。

(3) 企画提案書等の内容

①企画提案書の内容

○企画提案書には、提案業務に関する評価を受けるため、仕様書に基づく具体的な提案事項、業務運営体制、スケジュールを記載すること。

○企画提案書は、A4判冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。

②会社概要に関する留意事項

○会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、業務実績（愛媛県及び他県等で受託した類似の業務実績）を記入すること。

③見積書に関する留意事項

○見積書の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む金額とする。

○見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。

○見積額は、「2（4）委託上限額」に定める額以内となるよう計上すること。

(4) 提出書類の著作権、情報公開

ア 応募者が提出した書類（以下、申請書類という。）の著作権は、応募者に帰属する。ただし、愛媛県は、応募結果の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

イ 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての応募者の責任と費用負担で対応する。

エ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

オ 選定された者は、実施内容に係る協議を求められた場合はそれに応じること。

カ 申請書類は、情報公開により開示することがある。

(5) 応募にあたっての留意事項

ア 提出期限後の申請書類の再提出又は差し替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から、内容不明点についての回答や追加資料の提出をお願いすることがある。

イ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

5 審査の方法及び選定

(1) 審査方法

愛媛県が設置する選定審査会において、提出された企画書等を審査基準に基づき総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った者を契約予定者として選定する。審査は、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定審査会において審査する。

(2) プレゼンテーションを実施する場合

①実施日：令和7年5月下旬（予定）※別途、日時を通知します。

②場所：愛媛県庁内 会議室又はオンライン

③持ち時間：30分（説明15分・質疑応答15分）

④順番：上記4の「参加申込書」の受付順とする。

⑤その他

・プレゼンテーションは提出した企画提案書での説明とし、プレゼンテーションでの追加

資料の提出や新たな提案は認めない。なお、上記①～③の内容については、変更する場合がある。

- ・審査会は非公開とする。また、応募者は他の応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを視聴することはできない。
- ・応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、4案程度を選定する。なお、プレゼンテーション参加の可否については、応募者に対し、事前に連絡する。

(3) 審査基準

はだか麦利用促進事業委託業務に関する企画提案公募審査基準に基づき、総合的に審査する。

(4) 審査結果の通知

応募者全員に、採否の結果を書面で通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(5) 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外する。

- ア 企画提案書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ 企画内容が仕様書の要件に満たない場合
- オ その他不正な行為があった場合

6 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

7 公正なプロポーザルの確保

- プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加

させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- 提出された参加申込書及び企画提案書等は、委託事業候補者の選定以外の目的で使用しない。
- 企画提案に関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- 企画提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負う。